

※詳しくは☎にお問い合わせください。

入学準備金(就学援助)の受け付け開始

生活保護に準じた制度として、経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、就学援助制度を実施しています。

●入学準備金の内容

平成31年度の新入学用品費を前倒しで支給

●対象者

- ①生活保護の停止や廃止があつた世帯
②個人事業税の減免、市町村税の非課税・減免や固定資産税の減免を受けている世帯
③国民年金保険料の免除を受けている世帯
④国民健康保険料の減免や猶予を受けている世帯
⑤児童扶養手当の支給を受けている世帯
⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている世帯
⑦その他生活保護に準ずる程度に経済的に困っている世帯

る世帯
※教育委員会で審査を行い、一定の基準により支給対象となるかどうか決定するため、申請して必ず支給される制度ではありません。

●必要書類

- ◎就学援助申請書
◎16歳以上の世帯員全員のマイナンバーが分かる書類の写し
◎生活保護を受けていたことの証明書か停止・廃止決定通知書の写し
◎各税・保険料を減免されたことが分かる書類
◎児童扶養手当受給資格者の写しなど
◎貸付証明書
◎提出期限 12月10日(月)
◎申請書提出場所
各学校(新小学1年生の保護者は市教育振興課へ)へ提出してください
※本年度、就学援助を受けている世帯も、新たに申請が必要です。
※子どもが小学校と中学校に新入学する世帯は、それぞれの学校ごとに申請書を出してください。

☎教育振興課学務係
63・1659

優良運輸事業者の利用をお願いします

九州運輸局では、安全面や環境面で優良な事業者を優良運輸事業者として認定・認証し、優良事業者の利用促進に努めています。この取り組みで、運輸事業者では「安全確保・環境保全」に対する意識・取り組みの向上、利用者にとっては「安全・安心」な運輸サービスの提供を受けることにつながることを期待されます。

無料消費生活相談会を開催します

悪質商法や多重債務など、消費生活に関することで悩

んでいませんか。弁護士による無料の消費生活相談会を開催します。一人で悩まずにお気軽にご相談ください。予約が必要です。下記申込先までご連絡ください。

- 日時 11月27日(火)
午前10時～11時50分
午後1時～2時50分
(1人あたり30分程度)
●場所 市役所1階
荒尾市消費生活センター
●対象者 荒尾市・大牟田市・南関町・長洲町に住んでいる人
●申込期限 11月21日(水) (先着6人)
●申込方法 電話で申し込み
☎産業振興課商工・企業誘致推進室 63・1432

広告付き案内板の設置者を募集します

- 設置場所 市役所1階 総合案内付近
●設置期間 設置した日から5年間(11月28日(水)以降設置可)
●申込方法 申込書に必要書類を添えて提出してください。
●申込期限 11月14日(水)
☎郵送の場合は必着

イノシシにご注意ください

最近、イノシシの目撃情報が増えています。イノシシは本来臆病な動物です。出会ったときは、刺激することなくその場から静かに立ち去ってください。家庭菜園などは早期に収穫するなど、対策をお願いします。

まちづくりアンケートにご協力ください

市内に住む人の中から無作為に選んだ2千人を対象にアンケート調査を実施しています。アンケートが届いた人は、11月11日(日)までご回答をお願いします。
☎農林水産課農政係 63・1443
☎政策企画課政策経営室 63・1273

ご存知ですか?野焼きは禁止されています

家庭ごみ、庭の剪定くず、刈草などを庭先などで燃やしていませんか?



【野焼きの事例】

野焼きによって、洗濯物に臭いや灰が付いたり、家の中に煙が入ってきたりするなど、苦情が多くなっています。

家庭ごみの中には、ビニール類などの化学製品も含まれているので、これらを燃やすと黒煙や悪臭が発生し、ご近所に迷惑をかけることにもなります。

【野焼きについてQ&A】

Q 野焼きって何?
A 庭や空地などでごみを焼却することです。ドラム缶を使ったり、ブロッコを積んだりして

焼却することも該当します。家庭用簡易焼却炉も、焼却時の温度管理や排ガス対策が行われないために、法律で禁止されています。
Q 焼却禁止の例外は無いのですか?
A 次の場合は、焼却禁止の例外として法律で定められています。
①国、県や市町村が河川などを管理するうえで排出した刈草、切った枝などの焼却
②地震などの災害によって発生した木くずなどの焼却
③風俗習慣または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど)
④農業、森林管理などで行われる焼却(廃ビニールを含むものに限りません)
⑤たき火その他、日常生活を営むうえで行う軽微な焼却
※例外となっているものについて、むやみに焼却して良いというわけではありません。地域生活環境上支障を与え、苦情の

ある場合は、行政指導の対象となります。
☎環境保全課環境業務係 63・1370

住生活総合調査にご協力ください

12月1日(土)、全国で住生活総合調査を行います。住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要な調査ですので、ご協力をお願いします。
●対象者 10月に実施した住宅・土地統計調査に回答された世帯の中から抽出された世帯
●調査方法 11月下旬から調査票を各対象世帯の郵便受けへと配ります。調査票を郵送・オンラインにより回収します。
☎国土交通省住宅局住宅政策課 03・5253・8111(代表)

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します

労働者の皆さん、職場でのセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントで悩んでいませんか?

好評開催中!

◎いきいき健康づくり教育講座レポート

10月の講座内容は、栄養、がん検診、不眠、精神疾患や口腔ケアとさまざまな分野にわたり、例年以上に大変な賑わいを見せました。受講者からも、「分かりやすい内容」、「今後活用できる」、「次回も出席したい」と好評でした。



いきいき健康づくり教育講座参加者へのお知らせです

市医師会館で、11月22日(木)まで開催している「いきいき健康づくり教育講座」について、11月8日(木)(第6回)、11月22日(木)(第8回)の講座では体を動かす場面がありますので、動きやすい服装でお越しください。必要な人は、汗拭き用のタオルや飲み物などご準備ください。
☎保健センター 63-1133